

論文審査の結果の要旨

氏名 海藤 勝

我が国の公共工事システム（調査・計画－入札・契約－工事完成・引渡）は、国外においてグローバル化する世界の建設市場や国際競争への対応を迫られ、国内においては社会のグローバル化や成熟化による社会・国民のニーズの多様化に対応できる質の高い公共サービスの調達への対応を迫られている。これは、我が国の公共調達と公共工事システムの透明性、公正性、競争性を向上させ、建設市場のグローバル化および公共工事システムの国際標準化への要請といえる。

本論文は、英国の公共調達と公共工事システムを、世界の建設市場における国際標準の共通基盤として位置づけ、我が国の公共調達のグローバル化および公共工事システムの国際標準化への道筋を明らかにすることを目的としている。

英国の公共調達規則、契約法、建設契約・ICE 契約約款等の歴史的経緯と現状を調査研究して、英国の公共工事システムは、事業者（発注者）、請負者およびコンサルティングエンジニア企業（工事の設計を行い、工事監理者・契約管理者（ジ・エンジニア）となる）の三者によって執行される三者制スキームであること、事業者は、役務契約にてコンサルティングエンジニア企業を調達し、建設工事契約にて請負者を調達して事業を執行すること、役務や工事の調達は「公共契約規則 2006」に従って行われていること、この調達規則は、ステークホルダーにとって透明で、共通な統一した調達のルールとなっているので公正な競争が期待できること等を示した。さらに、英国の建設工事契約が、契約当事者（発注者と請負者）の合理的な権利・義務を確定的にし（確実性）、当事者へのリスク分担を公正にし（公正性）、契約履行中に発生してくる諸問題の解決の手段（メカニズム）を明示している（完備性）こと、ジ・エンジニアは役務契約および工事契約にて定められた権限と義務に従って、請負者の工事を公正に監理すると共に当事者の権利・義務を公正に監督・管理することを通して契約をコントロールする義務と責任を有すること、この義務の履行にあたってジ・エンジニアは、自然正義（当事者に公平で公正に処すること）および手続的正義（定められた手続を順守する）を守るものとしていること、等の特徴を有することを示した。ジ・エンジニアの判断・決定が、著しく発注者に偏向していて不合理な場合、定められた手続に違反した場合、あるいは不当な場合は、請負者はそのような決定の見直し・撤回を仲裁に求め権利の救済を受け

ることができること、仲裁人は、裁判所に代わって、公正と正義に基づいて請負者の権利の救済の是非を判断するので、仲裁が当事者の救済へのセーフティネットの役割を果たしていること、等を明らかにした。

本論文は、公平・公正と正義が、英国の三者制スキーム、建設工事契約およびジ・エンジニアと仲裁人の行為規範の基盤になっていることを検証し、世界の建設市場に広く採用されている FIDIC 契約約款および三者制スキームにおいても、英国に準じ、公平・公正と正義が国際標準の共通な基盤となっていることを明らかにした。

我が国と英国の公共調達および公共工事システムを国際比較分析して、我が国の公共工事システムが世界の建設市場の国際標準と著しく異なる建設契約における4分野、すなわち ①建設市場参加者に透明で公正な調達ルールを設定するための公共調達規則が存在しないこと ②請負契約約款の公正性、確実性、完備性を確保し、独立した第三者（ジ・エンジニアまたは設計・監理者）が契約をコントロールする三者制スキームが確立していないこと ③価格（数量）内訳明細書の使用による毎月出来高払および竣工時の実施数量に依る数量精算契約ができないこと ④当事者が公正で独立した仲裁人を選定・任命する公平な仲裁による紛争の最終解決（セーフティネット機能）システムが存在しないこと、等を明らかにした。そして、世界の建設市場の国際標準と比較して異なっている4分野を整備することが、我が国の公共調達および公共工事システムの公正で正義にかなった国際標準化への道筋であることを論証した。

本論文において、英国の建設契約の特性と機能の歴史的経緯と現状を踏まえ、建設契約を担うジ・エンジニア（契約管理者）および仲裁人の行為規範を検証し、それらの基盤となっている公平・公正と正義が世界の建設市場においても機能していることを論証したことは、我が国の公共調達および公共工事システムの国際標準化および国際競争力向上のために、極めて斬新で数多くの有益な知見と示唆に富むものと認められる。

よって本論文は博士（国際協力学）の学位請求論文として合格と認められる。

したがって、博士（国際協力学）の学位を授与できると認める。